

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年10月4日に提起した、内子町長(以下「処分庁」という。)による令和4年7月14日付町県民税及び国民健康保険税の更正処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求は、認容されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁の審査請求人に対する本件処分の取消しを求める

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、令和4年2月に町民税・県民税及び国民健康保険税の申告書(以下「本件町県民税申告書」という。)を提出しており、これによって町県民税の課税方式は申告不要のものとして確定していること、令和4年6月14日付の納税通知書(以下「本件通知書」という。)は町県民税の納税通知書に該当するものであり、審査請求人が町県民税の納税通知書送達後に提出した令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(以下「本件確定申告書」という。)の内容を前提として町県民税の課税方式を申告不要以外のものとして取り扱うことは許されず、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)の適用を誤ったものであり、違法である。

令和4年6月14日付の本件通知書が納税通知書に該当しないという処分庁の主張については、審査請求人に対して平成31年にも課税誤りがなされており、その際に送達された本件通知書と同様のものを納税通知書として取り扱っており、本件処分において納税通知書ではないと主張することは背理である。

2 処分庁の主張

(1) 主張の要旨

本件審査請求には理由がないため、棄却を求める。

(2) 理由

本件通知書は町県民税の納税通知書には該当しないため、審査請求人は町県民税の納税通知書が送達される前に、本件町県民税申告書と本件確定申告書を提出しているところ、これら各申告書において申告不要を選択することを明確にしていなかったため、処分庁は町県民税の納税通知書送達前の本件確定申告書に基づき、法第313条第1項本文を適用して所得税と同じ所得計算で課税したものであるため、本件処分は根拠法令等に基づき適正になされたものであり、本件審査請求には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

本件審査請求の争点は2点である。

1点目は本件通知書が町県民税の納税通知書に該当するか否か。

2点目は本件通知書が町県民税の納税通知書に該当しない場合には、審査請求人が、特定配当等・特定株式等譲渡所得について、所得税と町県民税で異なる課税方式を選択したと言えるか否か。

1点目について、納税通知書とは法第1条第1項第6号において賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいうところ、本件通知書の町県民税欄には、課税標準額、税額の記載がなく、納期、各納期における納付額についても記載がない。

また内子町は、町税（個人町民税、固定資産税、国民健康保険税）の集合徴収

を行っており、本件通知書の表題は「令和4年度固定資産税・国民健康保険税納税通知書」となっており、表題に「町県民税」の記載がない。一方、令和4年7月14日付の納税通知書の表題は「令和4年度町県民税・固定資産税・国民健康保険税納税通知書」となっており、表題に「町県民税」の記載が含まれ、町県民税の課税標準額、税額、納期、各納期における納付額の記載がなされている。

内子町は、町県民税が非課税となる者に対しては、町県民税の納税通知書は送付しておらず、本件処分前には審査請求人は町県民税の非課税者として扱われ、そのため、本件通知書に町県民税の税額等の記載はなく、その表題にも町県民税の記載がないことを鑑みれば本件通知書が納税通知書に該当しないことは明らかである。

審査請求人が主張する平成27年6月12日付の平成27年度固定資産税・国民健康保険税納税通知書を町県民税の納税通知書として取り扱ったことがあるという主張については、前述のことからすると、平成27年6月12日付の納税通知書が町県民税の納税通知書に該当しないことが明らかであることに鑑みれば、平成31年当時の判断の方が誤った解釈であるとも言え、今回、本件通知書が町県民税の納税通知書に該当しないという主張をすることは背理とまでは言えない。

2点目について、特定配当等・特定株式等譲渡所得については、所得税と町県民税で異なる課税方式を選択することは可能であり、異なる課税方式を選択する場合には、所得税の確定申告書第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入する方法あるいは個人住民税申告書において申告不要制度を選択することを記載して申告をする方法のいずれかを取る必要がある。

本件について見ると、まず、審査請求人が納税通知書の送達前に提出した令和4年6月15日付本件確定申告書第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○の記入はない。

そのうえで、申告不要制度を選択した場合には適用がない配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額について自ら記入している。

次に、令和4年2月21日付の本件町県民税申告書について、申告されている所得は、農業所得と雑所得のみであり、配当所得や株式等譲渡所得は申告されていないため、申告のない特定配当等・特定株式等譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択するとの意思が示されているとは言えない。

したがって、審査請求人において、特定配当等・特定株式等譲渡所得について所得税と町県民税で異なる課税方式を選択したということとはできない。

以上、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

年月日	処理内容
令和5年4月17日	諮問の受付
同年 4月24日	審査請求人から主張書面を受付
同年 5月 2日	第1回審議
同年 5月 8日	処分庁に対する資料提出依頼
同年 5月10日	処分庁から資料を受付
同年 5月17日	第2回審議
同年 5月31日	第3回審議
同年 6月16日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審議した争点

審査会では、①本件通知書が町県民税の納税通知書に該当するか否か、②本件通知書が町県民税の納税通知書に該当しない場合に、審査請求人の特定配当等・特定株式等譲渡所得についての課税方式は何か、を争点として、以下のとおり審議を行った。

2 ①本件通知書が町県民税の納税通知書に該当するか否か

納税通知書とは、法第1条第1項第6号において定める文書をいうところ、本件通知書の町県民税の欄には、法第1条第1項第6号に規定する課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額等について記載がなく、また表題にも「町県民税」の記載がない。

そのため、本件通知書は、町県民税の納税通知書には該当しない。

3 ②本件通知書が町県民税の納税通知書に該当しない場合に、審査請求人の特定配当等・特定株式等譲渡所得についての課税方式は何か

(1) 法第313条第12項は、「特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額

は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする」旨を定めており、特定配当等に係る所得の課税方式は、原則として、いわゆる申告不要として取り扱われる。同様に、法第313条第14項に基づき、特定株式等譲渡所得の課税方式も、原則として、いわゆる申告不要として取り扱われる。

- (2) 一方、法第313条第13項本文（特定株式等譲渡所得については法第313条第15項本文。以下括弧書き内は同じ。）は、法第313条第12項（法第313条第14項）を適用しない場合を定めている。

しかし、本件において、本件町県民税申告書は、法第313条第13項第1号（法第313条第15項第1号）の申告書には該当するが、特定配当等（特定株式等譲渡所得金額）に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載はなく、その記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときに該当する事情も認められない。また、本件確定申告書は、本件町県民税申告書が令和4年2月に提出された後の令和4年6月に提出されているため、法第317条の3第1項ただし書により、法第313条第13項第1号（法第313条第15項第1号）が掲げる申告書が提出されたものとはみなされないから、法第313条第13項第2号（法第313条第15項第2号）の確定申告書には該当しない。

そのため、本件において、法第313条第13項本文（法第313条第15項本文）の適用はない。

- (3) よって、本件では、法第313条第12項（法第313条第14項）により、審査請求人の特定配当等・特定株式等譲渡所得についての課税方式は、申告不要として取り扱われることとなる。

以上のような理由から、本件処分は不適切であると考えるので、当審査会は、本件審査請求について「第1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

（附帯意見）

本件では、本件町県民税申告書の後に審査請求人より提出された本件確定申告書第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○の記入がされておらず、申告不要制度を選択した場合には適用がない配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が記入されているなど、審査請求人が課税方式におい

て申告不要を選択しないという積極的な意思表示をしたとも読み取りうる記載があり、処分庁が本件確定申告書の当該記載を考慮したことが、本件処分へ繋がる一因となっている。

そのため、当審査会としても慎重に議論を重ね、結果として審理員意見書と異なる結論に至った。

今後、審査請求人においては、申告内容、記載方法等に疑義があれば税務署、市町村税務担当窓口等へ相談するなどし、また、処分庁においては、申告書の記載内容等に不明な点があれば申告者に確認を行うなどして、双方が意思疎通を図り、双方にとって最善となる課税がなされるよう期待したい。

内子町行政不服審査会

会長 永井 卓也



委員 崎岡 光義



委員 中岡 大子

